

一時保育のご案内

社会福祉法人 光久福祉会
みどり保育園

TEL (0721-24-4190)

保護者のパート勤務、あるいは病気、けが、災害などで一時的に保育が困難な場合及び、保護者の育児に伴う心理的、肉体的負担を軽減するために就学前のお子さんを保育園で一時的にお預かりする事業です。

*利用できる方

- ・保護者の短時間、断続的労働、職業訓練、就学などにより、原則として平均週3日程度家庭における育児が困難となる就学前の児童。
- ・保護者の傷病、災害、事故、出産、看護、介護、冠婚葬祭などにより、緊急一時的に家庭における育児が困難となり保育が必要な就学前の児童。
- ・保護者の育児などに伴う心理的、肉体的負担を解消するなどの私的理由により一時的な保育が必要となる就学前の児童。
- ・特に施設長が認めた児童。

*対象児童の年齢

生後9週目～就学前の乳幼児。

*利用手続き

- ・申し込みは保育園で利用の1か月前から受け付けます。
- ・原則として1週間前までに申し込みしてください。
- ・緊急に必要な場合は、保育園に相談してください。
- ・お子さまと一緒に、来園してください。



*申し込みの必要事項

- ・一時保育利用申込書（印鑑が必要） ・問診票（申し込み時に記入）

*利用期間及び時間

・保育園の開園日で週3日以内（日曜・祝祭日：12月29日～1月3日は休園。）

- ① 1日利用 午前9時00分～午後5時00分（午前7時から午後7時の範囲で延長が可能です。）
- ② 半日利用 午前9時00分～午後1時00分

*利用料金

4/1 現在の年齢	利用料金1人当たり		
	① 1日利用料	延長保育料	② 半日利用料
0～2歳児	2600円	1時間につき	1300円
3～5歳児	1100円	100円	550円
給食費等	400円		400円

- ・利用時間が4時間以内の場合は1日利用料の半額になります。

※生活保護世帯・市民税非課税世帯の方は生活保護受給証（写し）又は、市民税課税証明書を添付すれば利用料のみ免除となります。（4月から8月は前年度の課税証明、9月からは、その年度の課税証明が必要です。）